

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の設計書、図面、仕様書、見本、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書等を内容とする印刷製本業務の契約をいう。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の印刷製本業務（以下「印刷製本」という。）を契約書記載の納入期限（以下「納入期限」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「印刷物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その契約代金を支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する印刷物を完成させるため、印刷製本に関する指示を受注者に対して行うことができる。この場合において、受注者は、当該指示に従い印刷製本を行わなければならない。
- 4 受注者は、この約款若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、印刷製本を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 受注者は、印刷製本を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、発注者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、印刷物（未完成の印刷物及び印刷製本を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 受注者が部分払等によってもなおこの印刷物に係る業務の実施に必要な資金が不足することが疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の印刷物に係る業務の実施以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(著作権の譲渡等)

- 第4条 この契約によって作製された印刷物の著作権は発注者に帰属する。
- 2 この契約の履行に当たり生じたもの、著作権、印刷物のデジタル情報、写真、ネガフィルム等について

は、印刷物の引渡しをもって、受注者から発注者に著作権が無償で譲渡されたものとする。

- 3 発注者が受注者に前項に掲げたものの引渡しを請求したときは、受注者は発注者が指定する方法により指定した期日までにこれらを引き渡さなければならない。
- 4 受注者は、印刷物が第三者が有する著作権法（昭和45年法律第48号）第2章及び第3章に規定する著作者の権利（同法第27条及び第28条の権利を含む。以下「著作権等」という。）を侵害するものでないことを保証し、第三者の有する著作権等を侵害したときは、第三者に対して損害の賠償を行い又は必要な措置を講じなければならない。

（一括再委託等の禁止）

第5条 受注者は、印刷製本の全部を一括して、又は発注者が仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が仕様書等において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 3 受注者は、印刷製本の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書等において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
- 4 発注者は、受注者に対して、印刷製本の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（特許権等の使用、発明等）

第6条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下この条において「特許権等」という。）の対象となっている履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

- 2 受注者は、契約の履行にあたり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、発注者に通知しなければならない。
- 3 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続、権利の帰属等に関する詳細については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（原稿の保管等）

第7条 受注者は、発注者が指定した場所で印刷物の原稿、見本その他印刷をするために必要な資料（以下「原稿等」という。）を受領し、当該印刷物を納入するまでの間、滅失又はき損等が生じないよう善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

- 2 受注者は、第三者に印刷製本の原稿等に示された内容を漏らしてはならない。印刷物の引渡しが終了した後も同様とする。
- 3 受注者は、この契約の完了後又は契約の解除があった場合は、直ちに原稿等を発注者に返還しなければならない。

（監督員）

第8条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。ただし、市長及び上下水道事業管理者がそれぞれの権限（他に委任している場合は、当該受任者の権限を含むものとする。）に属する契約について特に定めた場合には、その氏名を受注者に通知しなくてもよいものとする。

- 2 監督員は、この約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、仕様書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 発注者の意図する印刷物を完成させるための受注者に対する印刷製本に関する指示
- (2) この約款及び仕様書等の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- (3) この契約の履行に関する受注者との協議
- (4) 印刷製本の進捗の確認、仕様書等の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の監督

3 発注者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 第1項の規定により、発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める指示等は、仕様書等に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

6 発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

(校正等)

第9条 受注者は、原稿等から作成した印刷物の校正刷り、色校正等を発注者に提出し、完全校了になるまで発注者の指示に従い、校正直しを行わなければならない。ただし、発注者が責任校正又は責任校了の指示をした場合は、この限りでない。

(履行報告)

第10条 受注者は、仕様書等に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(印刷用紙の品質、検査等)

第11条 受注者は、仕様書等に品質が明示されていない印刷用紙については、中等の品質を有するものを使用しなければならない。

2 受注者は、仕様書等において発注者の検査(確認を含む。以下この条において同じ。)を受けて使用するべきものと指定された印刷用紙については、検査に直接必要な費用は、受注者の負担とする。

3 発注者は、受注者から前項の検査を求められたときは、当該請求を受けた日から7日以内に、これに応じなければならない。

(仕様書等と印刷製本の内容が一致しない場合の修補義務)

第12条 受注者は、印刷製本の内容が仕様書等又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、納入期限若しくは契約代金を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(条件変更等)

第13条 受注者は、印刷製本を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 仕様書等に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)

(2) 仕様書等及び原稿等に誤謬又は脱漏があること。

(3) 仕様書等の表示が明確でないこと。

(4) 仕様書等に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行条件が相違すること。

(5) 仕様書等に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの下、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、仕様書等の変更又は訂正を行わなければならない。

5 前項の規定により仕様書等の変更又は訂正が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、納入期限若しくは契約代金を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠

償しなければならない。

(仕様書等の変更)

第14条 発注者は、必要があると認めるときは、仕様書等又は印刷製本に関する指示の変更内容を受注者に通知して、これらを変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、納入期限若しくは契約代金を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(印刷製本の中止)

第15条 暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であつて、受注者の責めに帰すことができないものにより、製造場所の状態が著しく変動したため、受注者が印刷製本を行うことができないと認められるときは、発注者は、印刷製本の中止内容を直ちに受注者に通知して、印刷製本の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、印刷製本の中止内容を受注者に通知して、印刷製本の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により印刷製本を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、納入期限若しくは契約代金を変更し、又は受注者が印刷製本の続行に備え印刷製本の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、若しくはその損害を賠償しなければならない。

(印刷製本に係る受注者の提案)

第16条 受注者は、仕様書等又は印刷製本に関する指示について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき仕様書等の変更を提案することができる。

2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、仕様書等の変更を受注者に通知するものとする。

3 発注者は、前項の規定により仕様書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、納入期限又は契約代金を変更しなければならない。

(適正な履行期間の設定)

第17条 発注者は、納入期限の延長又は短縮を行うときは、この印刷製本に従事する者の労働時間その他労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による納入期限の延長)

第18条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により納入期限内に印刷製本を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に納入期限の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められるときは、納入期限を延長しなければならない。発注者は、その納入期限の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、契約代金について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による納入期限の短縮等)

第19条 発注者は、特別の理由により納入期限を短縮する必要があるときは、納入期限の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、契約代金を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(納入期限の変更方法)

第20条 納入期限の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知するものとする。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が納入期限の変更事由が生じた日(第18条の場合にあつては発注者が納入期限の変更の

請求を受けた日、前条の場合にあつては受注者が納入期限の変更の請求を受けた日とする。) から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(契約代金の変更方法等)

第21条 契約代金の変更について、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知するものとする。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が契約代金の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、発注者が費用を負担し、又は損害を賠償する場合の負担額又は賠償額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(物価の変動に基づく契約代金の変更)

第22条 特別な要因により納入期限内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約代金が不相当となったと認められるときは、発注者又は受注者は、契約代金の変更を求めることができる。

2 予期することのできない特別な事情により、納入期限内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前項の規定にかかわらず、契約代金の変更を求めることができる。

3 前2項の規定による請求があつた場合において、当該契約代金の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、発注者は、契約代金を変更し、受注者に通知するものとする。

4 前項の協議の開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知する。

(臨機の措置)

第23条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。

この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、受注者は、そのとつた措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、災害防止その他印刷製本を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとつた場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が契約代金の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(一般的損害)

第24条 印刷物の引渡し前に、印刷物に生じた損害その他印刷製本を行うにつき生じた損害(次条第1項から第3項まで又は第26条第1項に規定する損害を除く。以下「印刷物等に係る損害」という。)については、受注者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により生じた印刷物等に係る損害については、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第25条 印刷製本を行うにつき第三者に及ぼした損害(第3項に規定する損害を除く。)について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、発注者の指示その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示等が不相当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 印刷製本を行うにつき通常避けることができない事情により第三者に及ぼした損害について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠つたことにより生じたものについては、

受注者が負担する。

- 4 前3項の場合その他印刷製本を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第26条 印刷物の引渡し前に、天災等(仕様書等で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により印刷物に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくものを除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(印刷製本の出来形部分その他受注者の印刷製本に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。第6項において「損害合計額」という。)のうち契約代金の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 前項に規定する損害とは、印刷物の出来形部分に関する損害で損害を受けた出来形部分に相応する契約代金の額により算定する。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第二次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「契約代金の100分の1を超える額」とあるのは、「契約代金の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(契約代金の変更に代える仕様書等の変更)

第27条 発注者は、第6条、第12条から第19条まで、第23条、第24条、前条、第31条又は第35条の規定により契約代金を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約代金の増額又は負担額の全部又は一部に代えて仕様書等を変更することができる。この場合において、仕様書等の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知するものとする。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が契約代金を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第28条 受注者は、印刷物を納入したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に、受注者の立会いの下、仕様書等に定めるところにより、印刷物の納入を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受注者の負担とする。ただし、発注者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、発注者がこれを負担しなければならない。
- 3 発注者は、前項の検査によって印刷物の納入を確認した後、受注者が印刷物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該印刷物の引渡しを受けなければならない。
- 4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該印刷物の引渡しを契約代金の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 5 受注者は、印刷物が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければ

ならない。この場合において、修補の完了を印刷物の完了とみなして前各項の規定を読み替えて準用する。

(減価採用)

第29条 発注者は、前条第2項又は第5項の検査に合格しなかった印刷物について、この契約の内容に適合しないことが軽微であり、かつ、使用上支障がないと認められるときは、契約代金を減額して採用することができる。

2 前項の規定により減額する契約代金については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(契約代金の支払)

第30条 受注者は、第28条第2項(第28条第5項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の検査に合格したときは、契約代金の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に契約代金を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により第28条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(引渡し前における印刷物の使用)

第31条 発注者は、第28条第3項若しくは第4項又は第33条第1項若しくは第2項の規定による引渡し前においても、印刷物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合において、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により印刷物の全部又は一部を使用したことによって受注者の費用が増加し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、その増加した費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。

(部分払)

第32条 受注者は、印刷物の完了前に、受注者が既に印刷物の完了した部分(次条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡し部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。)に相当する契約代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第6項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、部分払の回数及び時期は、あらかじめ発注者の指定するところによる。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る既履行部分の確認を発注者に請求しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、受注者の立会いの上、仕様書等に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。

4 前項の場合において、検査に直接必要な費用は、受注者の負担とする。ただし、発注者の故意又は過失により過分の費用を要した分については、発注者が負担しなければならない。

5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、前項の規定により算定された額の部分払を請求することができる。この場合において、発注者は、当該請求を受けた日から20日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 前項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第5項中「契約代金相当額」とあるのは「契約代金相当額から既に部分払の対象となった契約代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第33条 印刷物について、発注者が仕様書等において印刷製本の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下この条において「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の印刷製本が完了したときは、第28条中「印刷製本」とあるのは「指定部分に係る印刷製本」と、「印刷物」とあるのは「指定部分に係る印刷製本」と、同条第4項及び第30条中「契約代金」とあるのは「部

分引渡しに係る契約代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項に規定する場合のほか、印刷物の一部分が完成し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において第28条中「印刷製本」とあるのは「引渡部分に係る印刷製本」と、「印刷物」とあるのは「引渡部分に係る印刷物」と、同条第4項及び第30条中「契約代金」とあるのは「部分引渡しに係る契約代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

3 前2項の規定により準用する第30条第1項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る契約代金は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第1号中「指定部分に相応する契約代金」及び第2号中「引渡部分に相応する契約代金」は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第2項において読み替えて準用する第30条第1項の規定による請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(1) 第1項に規定する部分引渡しに係る契約代金

指定部分に相応する契約代金×(1-既払金の額/契約代金)

(2) 第2項に規定する部分引渡しに係る契約代金

引渡部分に相応する契約代金×(1-既払金の額/契約代金)

(第三者による代理受領)

第34条 受注者は、発注者の承諾を得て契約代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第30条第2項(第33条第1項又は第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づく支払をしなければならない。

(部分払等の不払に対する印刷製本の中止)

第35条 受注者は、発注者が第32条又は第33条第1項若しくは第2項において読み替えて準用する第31条第2項の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、印刷製本の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が印刷製本を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約代金を変更し、又は受注者の費用が増加し、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、若しくはその損害を賠償しなければならない。

(契約不適合責任)

第36条 発注者は、引き渡された印刷物が種類又は品質に関して契約内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)があるときは、受注者に対し、印刷物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 印刷物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第37条 発注者は、印刷製本が完成するまでの間は、次条又は第39条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第38条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行を催告しその期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 第3条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

(2) 正当な理由なく、印刷製本に着手すべき期日を過ぎても印刷製本に着手しないとき。

(3) 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に印刷製本を完了する見込みがないと認められるとき。

(4) 正当な理由なく、第36条第1項の履行が追完されないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第39条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第3条第1項の規定に違反して契約代金債権を譲渡したとき。

(2) 第3条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。

(3) この契約の印刷物を完成させることができないことが明らかであるとき。

(4) 受注者がこの契約の印刷物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する場合のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(6) 契約の印刷物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。

(9) 第41条又は第42条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(10) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託その他契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他契約の相手方としていた

場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(11) 発注者は、受注者（ウ及びエにあつては、受注者が法人である場合においてはその役員又使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。）がこの契約に関して、次のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

ア 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

イ 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。

ウ 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことから、有罪判決が確定したとき。

エ 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を発注者の職員（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき（これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。）。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第40条 第38条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第41条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約の取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

（受注者の催告によらない解除権）

第42条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第14条の規定により設計図書を変更したため契約代金が3分の2以上減少したとき。

(2) 第20条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるとときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第43条 第41条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除の効果）

第44条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第33条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りではない。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が印刷製本の完了前に解除された場合において、既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する契約代金（以下この条及び次条において「既履行部分代金」という。）を受注者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分代金は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（解除に伴う措置）

第45条 受注者は、この契約が印刷製本完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又は又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 2 受注者は、この契約が印刷製本の完了前に解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する印刷製本の出来形部分（第33条第1項又は第2項に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、その他の物件（第5条第3項の規定により、受注者から印刷製本の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件及び貸与品等のうち故意又は過失によりその返還が不可能となったものを含む。以下次項において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 3 前項に規定する撤去又は修復若しくは取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。
 - (1) 印刷製本の出来形部分に関する撤去費用
この契約の解除が第38条、第39条又は次条第3項によるときは受注者が負担し、第37条、第41条又は第42条によるときは発注者が負担する。
 - (2) その他の物件に関する撤去費用等
受注者が負担する。
- 4 第2項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の撤去又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の原状回復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等（前項第1号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。
- 5 第1項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第38条、第39条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第37条、第41条又は第42条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第1項後段、第2項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 6 印刷製本の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

第46条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 期間内に印刷製本を完了することができないとき。
 - (2) この契約の印刷物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第38条又は第39条の規定により、印刷物の引き渡し後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約代金の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第38条又は第39条の規定により、印刷物の引き渡し前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 印刷物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託委託料から既履行部分に相応する契約代金を控除した額につき、遅延日数に応じ、履行期間を徒過した日時点における遅延防止法第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額とする。

（受注者の損害賠償請求等）

第47条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

（1）第41条又は第42条の規定により、この契約が解除されたとき。

（2）前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第30条第2項（第33条第1項において準用する場合を含む。）の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、同項の支払期限の翌日時点における遅延防止法第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第49条 発注者は引き渡された印刷物に関し、第28条第4項又は第5項（第33条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害等の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において契約不適合期間という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各号の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 発注者は、印刷物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 引き渡された印刷物の契約不適合が仕様書等の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（賠償の予約）

第51条 受注者は、第39条各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約代金の10分の2に相当する額を支払わなければならない。印刷製本が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

（1）第39条第11号ア及びイに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象になる行為が、独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に該当するとき。

（2）前号に掲げる場合のほか、発注者が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(保険)

第52条 受注者は、仕様書等に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第53条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約代金支払の日までの日数に応じ、当該指定する期間を経過した時点における遅延防止法第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額と、発注者の支払うべき契約代金とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数に応じ、前項の相殺した日の翌日時点における遅延防止法第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の延滞金を徴収する。

3 第1項の場合において、発注者は相殺の充当の順序を指定することができる。

(個人情報の保護)

第54条 受注者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のため別添に掲げる「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約外の事項)

第55条 この約款に定めのない事項については、東温市財務規則（平成16年規則第36号）によるものとし、これらに定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

特 約

(暴力団員等の排除)

- 第1条 受注者は、本業務に関して書面による契約を締結するときは、契約の相手方が愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であることが判明したときは、催告することなく契約を解除する旨を定めるとともに、契約の相手方が暴力団員等であることが判明した場合は、速やかに契約を解除しなければならない。
- 2 受注者は、本業務に関して書面による契約を締結するときは、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせた者（以下「協力者」という。）等（協力者の契約の相手方、資材の購入先若しくはリース会社等又は協力者の契約の相手方と締結する資材購入先若しくはリース会社等を含む。以下「協力者等」という。）に対しても、暴力団排除条例第18条に規定する内容を義務とする旨の設定を設けなければならない。
- 3 受注者は、協力者等の契約の相手方が暴力団員等であることが判明したにもかかわらず、協力者等が相手方との契約を速やかに解除しなかった場合は、当該協力者等との契約を速やかに解除しなければならない。
- 4 受注者が、第1項及び第3項の規定に反し、契約の相手方と契約を解除しなかったときは、発注者は受注者との契約を解除するものとし、その際の取扱いは、印刷製本契約約款第39条の規定によるものとする。